

選挙管理委員会並びに理事候補者選挙に関する細則

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本気球連盟（以下「この法人」という）の選挙管理委員会及び理事候補者選挙に関し、必要な事項を定めることを目的とする

第 2 章 選挙管理委員会

(構成)

第 2 条 選挙管理委員会（以下「委員会」という）は、選挙管理委員長（以下「委員長」という）1名と選挙管理委員（以下「委員」という）若干名をもって構成する。

2 委員長は、会長が任命する。

3 委員は、永年に渡りこの法人の目的・内容・組織等に精通しており、1年以上この法人の正会員である者から、委員長が任命する。

4 委員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

(業務)

第 3 条 委員会は、次の業務を行う。

(1) 選挙に関する日程を確定し、理事会に具申する。

(2) 選挙告知、立候補受付、投票並びに開票集計などに関する一切の業務を行う。

(3) 有権者数、投票者数、各立候補者の得票などの選挙結果を有権者に告知する。

(4) 投票の結果に基づく当選者の確定、ならびに有権者への告知を行う。

(5) 立候補者数が選挙の定数以下の場合、無投票当選の決定を行う。

(6) 上記に付帯する一切の業務を行う。

(招集)

第 4 条 委員会は、委員長が必要と認めたときに委員長がこれを招集する。

(議事録)

第 5 条 委員会の議事については議事録を作成し保存する。

第 3 章 理事候補者選挙

(日程)

第 6 条 選挙に関する日程は、委員会の決定の基づき委員長より理事会に具申され、理事会の決定の後、発効する。

2 選挙に関する日程とは次のものをいう。

(1) 選挙公示日（原則として、投票締切日の 10 週間から 15 週間前頃とする）

(2) 立候補締切日（原則として、投票締切日の 5 週間から 10 週間前頃とする）

(3) 投票用紙発送予定日（原則として、投票締切日の 3 週間前頃とする）

(4) 投票締切日

(5) 開票予定日（原則として、投票締切日の 4 週間以内とする）

(有権者)

第 7 条 選挙公示日の前月末の時点でこの法人の正会員である者が、理事候補者選挙の選挙権を有する。但し、投票用紙発送予定日時点において、この法人の正会員でない者を除く。

2 前項の有権者は、1名につき 1票の投票権を有する。

(投票方法)

第 8 条 投票用紙並びに立候補者及び推薦文は、委員会より有権者に直接郵送される。

- 2 有権者は、投票締切日までに投票を終えなければならない。
- 3 有権者は、立候補者 1 名に○印をつけて、投票用紙を郵送することで投票を行うものとする。
- 4 2 つ以上の○印をつけた投票用紙は無効とする。
- 5 ○印以外の印が付けられた場合、その印のみを無効とし、1 票に数えない。
- 6 投票締切日の翌日以降の消印の投票用紙、郵便局の消印のない投票用紙、委員会が正規の投票用紙であると認めた以外の投票用紙は、無効とする。
- 7 疑問の生じた投票用紙の取り扱い並びにその有効無効の決定は、委員会が行う。

(立候補資格)

第 9 条 当該選挙の選挙公示日より 1 年以前にこの法人に入会している正会員は、理事候補者選挙の立候補資格を有する。

- 2 立候補する会員は、第 7 条に定める有権者である正会員 2 名以上の推薦を必要とする。

(手続き)

第 10 条 理事候補者選挙に立候補しようとする正会員は、次の書類を立候補締切日までに郵送で委員長まで提出しなければならない。

- (1) 立候補文 (800 字以内)
 - (2) 前条第 2 項の正会員 (以下「推薦人」という) のうち 1 名の推薦文。(400 字以内)
 - (3) 推薦人のうち 1 名の推薦書。(推薦書に「○○ (立候補者氏名) 推薦」と記入し捺印する)
 - (4) 立候補者顔写真 (自動車免許と同等もしくはそれ以上の大きさ)
- 2 立候補文には、住所、氏名、年齢、職業、この法人に関する役職歴を記載する。

(推薦人)

第 11 条 推薦人の資格は、有権者のうち、この法人の正会員となって 6 ヶ月以上経過する者とする。

- 2 次に該当する正会員は、推薦人になることができない。
 - (1) 本人が当該選挙に立候補している場合
 - (2) 当該選挙で他の候補者の推薦人になる場合
 - (3) 当該選挙で改選の対象とはならない現任の理事である場合

(選挙定数)

第 12 条 選挙する理事候補者の定数は、理事会の決議により定める。

- 2 立候補締切日の時点で、立候補者数が選挙定数以下の場合、無投票とする。委員会は、その決定を速やかに有権者に告知しなければならない。

(当選者)

第 13 条 得票数の上位から、得票順に決定する。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって決する。

- 2 委員長は、速やかに開票結果を立候補者及び有権者に告知しなければならない。
- 3 理事候補者は定款第 18 条の決議を経て、理事として選任される。

第 4 章 細則の変更

(変更)

第 14 条 この細則の変更は、理事会の決議による。

附則

第 2 条 3、第 9 条、第 10 条 2 及び第 11 条の規定に関わらず、旧日本気球連盟の履歴はこの法人の履歴

JBF-2018

に加える。

この細則は、平成 30 年（2018 年）4 月 15 日より施行する。